

令和7年度 労務管理改善リーダー研修会のご案内（上田会場）

『令和7年の労働関係法令改正による事業者への影響について』 —カスハラ対策義務化に向けて知っておきたいこと—

令和7年の法改正により、カスタマーハラスメントについて、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられることとなりました。このことを含めて今回の改正により、今後事業者として必要となる対策について長野労働局から講師をお招きして、法改正の概要を正しく理解し、今後の業務に資することを目的に研修会を開催します。

令和7年11月18日（火）
13時30分～15時20分（受付13時～）

受講
無料

どなたでも
ご参加
いただけます

会場

長野県上田合同庁舎 6階 講堂
上田市材木町1-2-6

講師

長野労働局 雇用環境・均等室

申込先

長野県東信労政事務所
電話 0268-25-7144 FAX 0268-23-1642
メール toshinrosei@pref.nagano.lg.jp
〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内
※裏面の申込書を郵送、FAXまたはメールでお送りください。

《主催》長野県東信労政事務所

《後援》一般社団法人上小労働基準協会、一般社団法人佐久労働基準協会、上田職業安定協会
佐久職業安定協会、小諸職業安定協会、長野県社会保険労務士会東信支部

送信先 長野県東信労政事務所 行

FAX:0268-23-1642 E-mail: toshinrosei@pref.nagano.lg.jp

労務管理改善リーダー研修会受講申込書

令和7年11月18日（火）上田合同庁舎 6階 講堂

事業所・団体名			電話番号
メールアドレス			
氏 名	労働者・使用者・一般の別 (該当部分に○をしてください)	職 名	
	労働者 ・ 使用者 ・ 一般		
	労働者 ・ 使用者 ・ 一般		
	労働者 ・ 使用者 ・ 一般		

※お申込みいただいた個人情報は、当研修会を運営する目的以外には利用しません。

会場のご案内

